

沼田市第七次総合計画策定支援業務要求水準書

1 業務名

令和7年度沼田市第七次総合計画策定支援業務

2 業務の概要

本市では平成29年3月策定の沼田市第六次総合計画の計画期間（平成29年度から令和8年度の10年間）が令和8年度末をもって満了となることから、令和7年度・令和8年度の2箇年で新たに総合計画を策定する。

3 事業年度

令和7年度・令和8年度の2箇年で新たに総合計画を策定するが、本業務は、そのうち令和7年度分である。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

5 策定に当たっての基本的な考え方

これまで本市が取り組んできた、「沼田市民憲章」にうたわれている“平和を守り、人間性ゆたかなまちづくり”と「森林文化都市宣言」による“人と自然が真にふれあう理想のまち”の実現とその継承を踏まえ、本市が有する森林や水をはじめとする大自然の存在価値や、先人が築き継承してきた歴史・文化に学び、市民にとっても、また、訪れる人にとっても居心地のよいまちを創造する。

策定に当たっては、市民の意見を大切にし、より多くの関係者から共感を得られる計画を目指すとともに、かつ、実効性と市民満足度の高い計画を目指す。

6 計画の構成及び期間

- ・「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3部構成とする。
- ・国や県の上位関連計画、本市で策定している各種の長期個別計画との整合性をとるとともに、地方版総合戦略と一体的な計画として策定する。
- ・より実効性の高い計画となるよう、事業者の提案により、効果的な進行管理の手法を取り入れる。

ア 「基本構想」

- ・5に掲げる策定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの基本理念を示し、本市の目指すべき姿及びまちづくりの政策を示すものとする。
- ・計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

イ 「基本計画」

- ・基本構想に示した目標に向けて進める施策を体系的に定めるものとする。
- ・計画期間は、原則として基本構想と同様とする。なお、事業者の提案による

その他計画との一体策定の場合は、提案に合わせ再考できるものとする。

ウ 「実施計画」

- ・基本計画に示した施策を進めるため、具体的事業の内容、事業費及び実施年度を示し、財政計画との整合を図るものとする。
- ・計画期間は、前・後期それぞれ5年間とし、毎年度点検・見直しを行うものとする。

7 業務内容

(1) 各種調査・分析・課題の摘出（契約～令和7年11月頃）

1) 沼田市の現況と動向の分析

市の産業動向、土地利用動向及び財政推移等の把握・分析

2) 社会経済動向の分析

第六次総合計画策定以降の市を取り巻く社会経済動向の変化に係る調査・分析

3) 各種関連計画の整理

国・県等の上位計画及び市の関連計画との整合性を図るための調査・分析

4) 市民意識等調査

①市民アンケート調査の実施及び分析

- ・18歳以上又は20歳以上の市民2,000人程度及び準市民500人程度を対象
- ・調査票の作成、印刷、発送（封入含む）、回収、集計及び分析（委託費に含む）
- ・宛名シールは市で用意する。
- ・発送用封筒（定形外）及び返信用封筒（定形）は市で用意する。
- ・郵便局への料金後納の手続きは、市が行う。

②将来展望に必要な調査分析

結婚・出産・子育てに関する意識調査を予定（1,000人程度）

- ・調査票の作成、印刷、発送（封入含む）、回収、集計及び分析（委託費に含む）
- ・宛名シールは市で用意する。
- ・発送用封筒（定形外）及び返信用封筒（定形）は市で用意する。
- ・郵便局への料金後納の手続きは、市が行う。

③その他、事業者の提案による必要な調査・分析

より実効性の高い計画を策定するにあたり、事業者の提案により必要な調査・分析を行う。

5) 沼田市の抱える地域課題の分析

以上の調査結果を踏まえて、沼田市の抱える地域課題を分析する。

(2) 現行計画の成果と課題の分析（契約～11月頃）

(1)の調査結果を踏まえて、現行計画の成果と課題を分析する。

(3) 基本構想骨子案・素案の検討・作成（～12月頃、～3月頃）

1) 人口の将来展望

最新の統計資料等を使用し、現行の「沼田市デジタル田園都市国家構想・人口ビジョン編」も参考に、新たな人口ビジョンを策定し、それを受けて、総合計画の計画期間（令和9年度から令和18年度まで）の将来人口を展望する。

2) まちづくりの理念の検討

沼田市のまちづくりの課題・方向性や人口の将来展望を踏まえて、今後のまちづくりの理念を明確にする。

3) まちづくりの将来像の検討

まちづくりの理念を踏まえて、総合計画で実現を目指すべき沼田市の将来像について検討する。

4) 施策の大綱の検討

現行の「沼田市デジタル田園都市国家構想・総合戦略編」「森林文化都市アクションプラン」との整合を図りながら、総合計画に掲げる施策の大綱について検討する。

5) 検討・作成の流れ

骨子案作成後、(5)に記載する検討委員会の結果を踏まえ、素案を作成する。

(4) 基本計画骨子案・素案の検討・作成（契約～令和8年3月頃）

基本計画に掲載すべき施策・事業について、庁内各課から提出された事業調書等に基づき検討・作成する。

骨子案作成後、(5)に記載する検討委員会の結果を踏まえ、素案を作成する。

(5) 市民参加による(仮称)総合計画検討委員会の運営支援（令和8年1月～3月頃）

公募市民や団体代表者で組織する検討委員会の開催について、企画、提案、ファシリテートを含む実施支援、資料作成、結果のまとめ及び報告書を作成する。

開催回数は5回程度を想定。

(6) 市の要請に基づく各種資料の作成及び提供

8 成果品

- ・各種調査、分析結果の報告書
- ・現行計画の成果と課題の分析結果報告書
- ・基本構想骨子案（～12月頃）
- ・基本計画骨子案（～12月頃）
- ・基本構想素案（市民検討委員会を経て～3月頃）
- ・基本計画素案（市民検討委員会を経て～3月頃）
- ・市の要請に基づき作成した各種資料

※なお、成果品は、冊子1部の他、編集可能なWord、Excel、PowerPointなどのファイル形式で、電子データを納品する。

9 その他

- ・受託者は、策定にあたり、本市のまちづくりの方向性を確認するため、沼田市ホームページにより、沼田市第六次総合計画、沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略、森林文化都市アクションプランを参照すること。

- ・受託者は、業務着手前に本調査にかかる作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- ・受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- ・受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- ・受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- ・業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- ・受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- ・本業務の執行等に伴う費用は、本要求水準書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- ・本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め本市に帰属する。
- ・本要求水準書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、市担当者との協議のうえ、その指示に従うこと。